

仕 様 書

1 業務名称

札幌市立学校消防用設備等点検業務（西区・手稲区）

2 業務期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

3 防火対象物

別添「消防用設備等点検業務対象校一覧表」のとおり

別添「点検個数内訳書」のとおり

4 対象設備

各防火対象物に設置されている次の設備とする。

- (1) 消火器具
- (2) 屋内外消火栓設備、スプリンクラー設備
- (3) 自動火災報知設備
- (4) 非常警報設備（放送設備）
- (5) 漏電火災警報器
- (6) 避難器具（救助袋、避難はしご・すべり台）
- (7) 誘導灯及び誘導標識
- (8) 非常電源専用受電設備
- (9) 連結送水・散水設備
- (10) 蓄電池設備（自家発始動用）
- (11) 自家発電設備
- (12) 配線点検
- (13) 消火栓ホース（耐圧性能検査）

5 業務実施計画

業務実施に先立ち、各施設の点検実施予定日（前期9月末日を基準として年2回の点検を行うものとする。）を示した様式1「年間実施計画書」を作成し、履行開始前に委託者に提出するものとする。なお、特別な事由により実施日の変更の必要があるときは、委託者に報告し承認を得るものとする。

また、委託者の都合により実施日に変更があった場合、委託者は事前に受託者へ連絡するものとする。

6 業務内容

受託者は、次の業務を実施するものとする。

- (1) 消防法施行規則第31条の6第1項の規定に基づく点検周期により、3で定める防火対象物の機器点検及び総合点検を行う。
- (2) 点検の結果、消防用設備等に異常が発見されたときは、6(3)に定める軽易な異常を除き必要な処置については、別に指定する様式（様式2-1「点検業務実施結果一覧表」（平成31年度より屋内消火栓圧力の数値も記載することとする。）及び様式2-2「点検結果・修理（整備）連絡通知書」）により6(5)で定める様式2-3「作業完了報告書」に添付して委託者へ報告するものとする。
なお、急を要する異常が発見された場合は、迅速に委託者に報告するものとする。
- (3) 次の軽易な異常の処置については、即日に改善するものとする。なお、改善に必要な部品類については、委託者から別途支給する。
 - ア 消火器の安全栓及び封印紙
 - イ 標識（消火器標識、屋内消火栓用標識、屋内消火栓使用説明用標識、救助袋使用説明用標識、救助袋格納庫用標識、救助袋設置場所標識、避難口用標識）
 - ウ 電球（屋内消火栓表示灯、屋内消火栓発信機、受信機表示灯、屋内消火栓リレーボックス）
 - エ その他（受信表示灯ヒューズ、発信機押ボタンカバー、屋内消火栓表示灯グローブ、屋内消火栓ボックス修理用ネジ、屋内消火栓ヒューズボックス蓋）

- (4) 点検の結果異常のない設備等及び改善処置の完了した設備等には点検業者、点検年月日等がわかる点検済票を貼付する。
- (5) 点検終了後、別に指定する様式 2-3「作業完了報告書」により点検実施校の確認を受ける。
- (6) 各施設に設置されている消防用設備等について、別添の点検個数内訳書に掲げる項目に倣い、それぞれの設備設置個数を施設ごとに記入し、様式 3-1「数量表」を作成し、前期完了後に委託者に提出する。なお、4 の各号に掲げる設備以外の消防用設備が新たに設置された場合については、これについても記載するものとする。
- (7) 委託者より供与する学校平面図に、消火器、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、避難器具、誘導灯、誘導標識等の設置場所を記入し、消防用設備の配置図を作成する。また、消火器、屋内消火栓についてはそれぞれ個別に番号を振り、6 の(9)、(10)と番号が突合するように記載したうえで業務期間終了までに委託者に提出する。
- (8) 自動火災報知機受信機、及び非常放送用防災アンプについて、銘板記載のメーカー・型番・製造年数等の調査をすること。結果については、様式 3-2「自動火災報知機受信機・非常放送用防災アンプ一覧」を作成し、業務期間終了までに委託者に提出する。
- (9) 消火栓ホース耐圧性能検査、設置されている消火栓ホースの一覧の報告については、下記のとおり作成するものとする。

ア 消火栓ホース耐圧性能検査の対象消火栓は、1号消火栓（易操作性1号消火栓及び2号消火栓を除く。）でホースの製造年が2008年製以前のものとする。

対象となるホースは、別紙「消火栓ホース耐圧性能検査一覧」のとおり。

イ 消火栓ホース耐圧性能検査の方法は、平成14年6月11日付け「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（消防予第172号）及び「消防用設備等の点検要領」に基づくこと。

ウ 消火栓ホース耐圧性能検査の結果、不合格となったホースについては、赤マジックで×印を付けること。

エ 消火栓ホース耐圧性能検査は、前期の点検時に行い、検査結果について、別紙「消火栓ホース耐圧性能検査一覧」に記入すること。その際、不合格となったホースについては、メーカー名を備考欄に記入すること。

オ 受託者は前期完了までに、本業務対象校に設置された1号消火栓（易操作性1号消火栓及び2号消火栓を除く。）の消火栓ホースの設置場所、製造年月日、使用圧、6(7)学校平面図に振った番号等を整理し、様式3-3「消火栓ホース一覧表」に記載のうえ、前期業務終了後、すみやかに委託者へ提出すること。

※ 設置場所については近くの教室名を記載。

例：「2階 職員室前」「3階 コンピュータ室前」等

- (10) 消火器の製造年月日等に関わる報告について、受託者は、別添の様式3-4「学校消火器設置確認結果一覧表」に本業務対象校に設置された消火器の設置場所、年式、消火薬剤、型式、外見の腐食の有無、6(7)学校平面図に振っている番号を記載し、前期業務終了後1か月以内に委託者に提出するものとする。

※ 設置場所については教室名、廊下に設置のものについては近くの教室名を記載。

例：「2階 職員室前」「3階 コンピュータ室前」等

7 結果報告

- (1) 平成31年度に、消防法施行規則第31条の6第2項に規定される消防署長への報告期間に該当する防火対象物について（別添「消防用設備等点検業務対象校一覧表」）

ア 受託者は、各防火対象物の総合点検完了の都度、点検結果報告書を所定の様式により2部作成し、各対象施設の管理者印を押印したものを所轄消防署長へ提出するものとする。

イ 受託者は、各防火対象物の外観・機能点検完了の都度、点検結果報告書を所定の様式により1部作成し、各防火対象物の防火管理者へ提出するものとする。

- (2) 平成31年度に、消防法施行規則第31条の6第3項に規定される消防署長への報告期間に該当しない防火対象物（別添「消防用設備等点検業務対象校一覧表」参照）について受託者は、各防火対象物の点検完了の都度、点検結果報告書を所定の様式により1部作成し、各防火対象物の防火管理者へ提出するものとする。

8 業務完了報告

受託者は、毎月の業務完了の都度、速やかに別に定める様式 2-1「点検業務実施結果一覧表」、様式 2-2「点検結果・修理（整備）連絡通知書」、6(5)で定める様式 2-3「作業完了報告書」を業務完了届に添付して委託者に提出するものとする。

9 責任者の選定

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、点検資格者の中から監督者 1 名を定め氏名等を記載した書面及び別途委託者が指示する書面を、履行開始前に委託者へ提出すること。変更等があった場合には都度委託者へ書面を再提出すること。

10 安全の保持

受託者は、業務の実施にあたって、受託者の従業員及び第三者、各防火対象物の児童生徒等に対する事故防止に留意すること。

11 服装及び名札

業務に従事する者は、常に清潔な制服等を着用することとし、胸部に名札を付けること。

12 身分証明書

受託者は、常時従業員に身分証明書を携行させること。

13 秘密の保持

受託者は、業務遂行上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

14 その他

- (1) この業務の実施にあたっては、別表の要件を満たす者が含まれることとし、有資格者については、あらかじめ氏名等を記載した書面及び資格者証の写し、別途委託者が指示する書面を履行開始前に委託者へ提出すること。変更等があった場合には都度委託者へ書面を再提出すること。
- (2) この業務は有資格者 2 名以上の者で行うこととする。また、業務開始時には各防火対象物の防火管理者に資格者証を提示し、確認を受けた後に業務を開始すること。
- (3) 業務の実施に必要な工具器具は、受託者の負担とする。
- (4) 点検済票は、受託者の負担とする。
- (5) 業務の実施にあたって、受託者の不注意により生じた故障、破損及び事故等については、一切受託者において責任をもって処理すること。
- (6) 業務上の負傷又は死亡等の事故については、一切受託者の責任とする。
- (7) 業務の実施にあたっては、各防火対象物の防火管理者の指示及び立会いを受けること。
- (8) 各防火対象物の防火管理者から、設備に関しての使用方法や訓練の指導等について要請があった場合は、適正に対応すること。
- (9) 各防火対象物の防火管理維持台帳の管理及び記載方法について、防火管理者に対し適切な助言を行うこと。
- (10) 業務実施に伴い、消火液等廃棄物が出る場合は、適切に処理すること。
- (11) 緊急時等に委託者、防火管理者から要請があった場合は、適正に対応することとし、各設備に不具合等がある場合は、その状況について迅速に委託者まで報告すること。
- (12) 作業の実施にあたっては、節電、エコドライブ等の省エネに努めること。
- (13) 業務実施にあたっては「消防法」、「建築基準法」その他関係法令等を遵守すること。

(別表)

消防用設備等	資格者	点検人員等
消火器具	第6類の乙種消防設備士 第1種消防設備点検資格者	* 各設備ごと有資格者2名以上が必要 * 有資格者の重複は可とする
屋内外消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備	第1類の甲種消防設備士 第1類の乙種消防設備士 第1種消防設備点検資格者	
自動火災報知設備	第4類の甲種消防設備士 第4類の乙種消防設備士 第2種消防設備点検資格者	
非常警報設備	第4類の甲種消防設備士 第4類の乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士 第2種消防設備点検資格者	
漏電火災警報器	第7類の乙種消防設備士 第2種消防設備点検資格者	
避難器具	第5類の甲種消防設備士 第5類の乙種消防設備士 第2種消防設備点検資格者	
誘導灯及び誘導標識	第4類の甲種消防設備士 第4類の乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士 上記の資格者で電気工事士を持っている者 第2種消防設備点検資格者	
非常電源専用受電設備	当該電源が付属する消防用設備の点検資格を有する者	
動力消防ポンプ設備 連結送水・散水設備	第1類の甲種消防設備士 第2類の甲種消防設備士 第1類の乙種消防設備士 第2類の乙種消防設備士 第1種消防設備点検資格者	
自家発電設備	当該電源が付属する消防用設備の点検資格を有する者	